

別府市の幼稚園教育

— 明治期 —

長柄 日出代

Kindergarten Education in Beppu

— Meiji Period —

Hideyo NAGARA

I. はじめに

わが国における幼稚園のはじまりは、遠く明治9年である。明治9年以前にも京都に幼稚園が開設されたが、存続することが出来ず、東京女子師範学校（現在のお茶の水女子大学）附属幼稚園の創設をもって、我が国の幼稚園のはじまりとされている。

創設当初は、フレーベル(Friedrich W. A. Frobel 1782~1852)の幼稚園をモデルとしての保育が主流であった。即ち、外国における保育の模倣から出発したのである。

その後、明治・大正・昭和・平成と時代の流れと共に、さまざまな変遷をとげながら現在に至っている。

別府市においては、明治34年に幼稚園が開設された。これが現在の北幼稚園である。その後大正・昭和にかけて幼稚園が増設され、現在では公立幼稚園16園、私立幼稚園7園、合計で23園になっている。

我が国の保育の歴史についての大まかな流れは把握できるが、別府市において日々の生活の中で具体的にどのような保育が行われたかは不明である。そこで先ず、明治期の保育についてさぐってみることにした。

II. 幼稚園開設の主旨と幼稚園の必要性について

このことについては、別府市におけるものは不明である。そこで、東京女子師範学校附属幼稚園の開設の主旨と、東基吉(1872~1958)の著書

「幼稚園保育法」の中に記されている幼稚園の必要から推測したい。

開設の主旨

「学齡未滿ノ小兒ヲシテ、天賦の知覺ヲ開進シ、固有ノ心思を啓発シ、身体ノ健全ヲ滋補シ、交際、情誼ヲ曉知シ、善良ノ言行ヲ慣熟セシムルニアリ」

幼稚園の必要

「一言すれば幼稚園とは児童の尙未だ就学年齡に達せざるものを集めて其身体及精神諸力の自然的発達を助成せしむる場所にして教育の形式より云ふ時は寧ろ学校教育に属し従って衆人教育に属するものなり。

思ふに幼稚園の必要は現今一般に認めらるる所にして其理由は甚だ明白なりとす。

既に述べたるが如く学校教育の基礎とする所は実に就学前の教育にありて若し此時期に於ける教育を欠く時は学校教育の効果は殆んど望むべからざるに至ることは明なり従って此時期の教育其方法を誤る時は学校教育の施行は頗る困難に陥ることも亦疑うべからず。即ち学校教育の功果にして出来得る丈の完成を期せんが爲には其基礎たるべき家庭の教育をして出来得る丈の完成せしめんことを要す。然れどもこれはた現今一般の家庭に向つては到底期望すること能はざるものとす。何となれば家庭に在りては父母たる者悉く正しき理論に従ひ家庭教育の方法を実行する技術を有するといふべからずはた又社会の状態は多くの父母を

して日々生活の爲に多忙ならしむる結果当然家庭に於て教育すべき時期の幼児に向つても尚十分の注意を拂ふこと能はざるを以てなり。されば教育に於ては之等父母の爲に家庭教育の一部を負担し以て其足らざる所を助け其欠くる所を補ひ早くより幼児自然の良性を発達せしめ善良の習慣を形成せしめんが爲の施設を必要とす。此の如き施設はクリッペン若しくは幼児依託所と称し近来西洋各国に於て殊に都会に於ける商工業繁華の地に於て頗る必要を認めらるるに至りたり。

次に実際父母ともに教育上の識見と技倆とを有し且つ日々の業務に迫はるることなくして自らその子の教育に注意することを得る家庭に取りても幼稚園の必要甚だ大なり何となれば幼稚園に於ては其多数同年輩の友と事を共にすることに依りて家庭に在りては到底訓練せんと欲して能はざる独立自重規律忍耐遜讓社交等に関する道德の萌芽を培養せらるることを得べく而して之等の萌芽は他日生長の後決して他に見ることを得ざる有力なる結果を生ずるに至るべきを以てなり。

而して家庭の教育と学校の教育との形式を比較するに一は専ら父母家族との自然的交際の際に冥々の感化を与ふるに在りて一は主として具案的規律的に児童の智識思想を陶冶せんとするに在りといふを得べし。従つて幼児の入学年齢に達するや直ちに之を家庭より学校に移さんとする時は境遇の変化の急激なること理論の最も明なる所とす幼稚園は其形式に於て学校教育に属すといへども其保育の上に於ては多く家庭の形式に依るが故によく学校と家庭との間に立ちて二者の媒介をなし以て彼の境遇の変化を調和し幼児をしてよく自己の境遇に慣れしむることを得べきなり。

然れども幼稚園を以て家庭教育の代理とし之によりて全く家庭の教育を幼児より剝奪するものなりと考ふるは誤まれり。既に述べたるが如く善良なる家庭の感化が幼児將

来の品性に及ぼす効果は極めて著大なるものなれば幼児期に於て早くより家庭生活の影響を剝奪するが如きは教育上不当の処置といふべく従つて幼稚園は単に家庭教育の及ぶ能はざる所を補ふに留まるものなり。但し幼稚園は既に多数の幼児を集めて共同的に教育を施す所の場所たるを以て時に衆人教育に伴ふ弊害の又之に附随するものあるを知らざるべからず。例令ば幼児期に於ける教育は特に幼児の個性に適應することは最も必要の条件なるに多数の幼児を教育するに際しては極めて熟練なる保育者にあらざるよりは屢々此条件を忽諸に附する傾向を生じ易きが如き其一なり。其他病毒の伝染悪風の伝播の如きも亦衆人教育に於て時々見る所の弊なれば幼稚園保育者は之等の点に付きて殊に周到なる注意を怠るべからざるなり。

抑々入学前に於ける幼児保育の必要なることは古来何人も感知せし所なりしが特にコメニウスは最も其必要を唱導し遂に多数の幼児を集めて之に共同の教育を施さんが爲に所謂母親学校を創設するに至りたり。これやがて幼稚園の起元ともいふを得べし。然れども現今見るが如き形式を以て幼児保育を始めた者は実はフリードリッヒ・フロエベルにして即ち現今幼稚園の鼻祖として普く尊重せらるる所以なり。

以上、開設の主旨も幼稚園の必要も、共通点が多く存在することが伺える。要約すると次のような内容になる。

1. 学校教育の基礎としての家庭教育を重視し、家庭教育の一部負担と不足するところを補う。
2. 友だちとの交流による道德の芽生えを養う。
3. 学校と家庭との間にあって、二者の媒介をする。

又、配慮点としては

1. 幼児の個性を尊重する。
2. 伝染病や悪い習慣については注意する。

Ⅲ. 明治から大正までの幼稚園の沿革

1. 創設期より大正に至るまでの歩み

- ・明治7年 別府学校（海門寺学校）
- ・明治15年 別府学校－別府尋常小学校
- ・明治34年1月15日
別府尋常小学校に幼稚園附設，北町（現在の別府駅の前）に設置（当時鉄道無）
- ・明治34年2月4日
設置認可
- ・明治39年4月1日
別府・浜脇両町合併により別府北尋常小学校附属幼稚園と改称す。
- ・明治44年1月26日
本校と分離し，別府南尋常高等小学校附属幼稚園となる。
- ・明治44年5月27日
北尋常小学校，駅前より北浜へ移転（別府駅 同年7月16日開業）
- ・明治44年
別府学校校舎，駅前より中町へ移転，幼稚園舎として使用
- ・大正元年4月1日
別府町立幼稚園と改称
- ・大正13年4月1日
市制施行により別府市立幼稚園と改称
- ・大正14年4月1日
別府市立幼稚園を南北に分離し，別府市北幼稚園と改称
- ・大正15年3月31日
中町園舎より北小学校へ移転
- ・大正15年4月
別府幼稚園を分離し，南尋常高等小学校内に園舎を置

く

2. 幼稚園創設時の概況（明治34年）

- (1) 管理者および保育者
町長 植木岸太郎
園長 石坂 盤門
保母 小川シュウ・山崎トヨ
河野 サワ・安部トメ
- (2) 入園者の生年月日
明治28年～明治30年までの出生者
- (3) 終了園児数（明治34年度より明治45年度）

修了年度	男児	女児	合計
明治34年度	14	13	27
〃 35 〃	13	15	28
〃 36 〃	22	24	46
〃 37 〃	19	21	40
〃 38 〃	24	22	46
〃 39 〃	23	24	47
〃 40 〃	29	25	54
〃 41 〃	26	18	44
〃 42 〃	28	22	50
〃 43 〃	28	25	53
〃 44 〃	33	36	69
〃 45 〃	31	36	67

※ クラス編成は甲部と乙部に分かれていたようで，年長児が甲部と思われる。他県では，一之組，二之組とクラス編成をしていたところも見受けられる。

Ⅳ 保育料と保護者の職業

1. 保育料

明治34年度の保育料は不明であるが，明治45年度の別府町における歳入出総計予算書（資料1）によると月額30銭を徴収しているのがわかる。この予算書によると学校も授業料を生徒1人当り25銭徴収しているが，幼稚園に比べると，その額は低い。明治時代の幼稚園は，貴族性と表現されるように，ごく限られた富裕な家庭，上流階級のための幼児教育施設としての傾向が強かったようである。

(資料1)

2	學校授業料	1,034	000	1,299円	250	生徒延人員4,279人1人1ヶ月25銭 1,069,750 實業補習學校生徒延人員本科400人1人1ヶ月40銭 160,000 専修科165人全30銭 49,500 石垣ヨリ通學者授業料4人1人5圓 20,000
3	幼稚園保育料	295	200	396円	000	出席兒童延人員120人1人1ヶ月30銭 396,000

(資料2)

所在地	園名	創立年	設立	創立頃の月謝	備考
東京府	女子師範学校附属幼稚園	9年	公立	11年に50銭になった。ほかの入園の際50銭おさめた。	
大阪府	大阪市立愛珠幼稚園	13年	公立	50銭	一説に25銭
大阪府	中洲幼稚園	16年	私立	30銭	
京都府	竹間小学校	18年	公立	組内の子1か月 25銭 組外の子1か月 30銭	20年頃か
静岡県	塚頭学校附属幼稚園	18年	公立	20銭	
石川県	大聖寺京達幼稚園	19年	私立	10銭	当時誠之小学校の月謝は20銭であった。
東京府	誠之小学校幼稚園	20年	公立	2円	
静岡県	三重市立中央幼稚園	22年	公立	20銭	
奈良県	五条幼稚園	23年	公立	6銭	
福島県	若松幼稚園	26年	私立	約20銭	ほかに、入園料として1円おさめた。
京都府	西陣幼稚園	26年	私立	2円50銭	当時の小学校の月謝が8銭であった。
香川県	丸亀幼稚園	26年	私立	15銭	
三重県	四日市幼稚園	28年	公立	{ 甲50銭 乙不明	最初は無料であった。
兵庫県	善隣幼稚園	28年	私立	20銭	
山梨県	進徳幼稚園	31年	私立	{ 1等 70銭 2等 60銭 3等 50銭 4等 40銭	{ 等級は保護者の任意によっておさめた。 このほか入園の際束脩として50銭を おさめた。貧困の者は免除された。
秋田県	秋田幼稚園	38年	私立	80銭	はっきりしたものではない。
宮城県	天竜幼稚園	39年	私立	1円	
富山県	青葉幼稚園	44年	私立	30銭	まもなく50銭になった。当時当地の小学校の月謝は15銭と30銭である。

明治40年頃の東京市内の保育料を例にすると、1ヶ月1円を徴収している園が一番多かったようである。しかし、当時の大工職の1ヶ月の普通賃金が1円10銭であるから、経済的に見て庶民の子どもたちは幼稚園に入りにくい状態がよくわかる。明治時代の保育料を示すと(資料2)のようである。

- ・商業 60%
- ・旅人宿 13%
- ・医者 5%
- ・農業 3%
- ・その他 13%
- (貸席取締・銀行員・代書
官吏・車夫など)
- ・無職 5%

2. 保護者の職業

当時の幼稚園児の保護者の職業を調査すると次のようになる。

保護者の職業の中で、商業が第1位、旅館業が第2位というのも、別府市という土地の特色からも、うなづけるところである。

別府市誌(昭和8年刊)によると市立職業紹介所の中で、最も人を求むる業体という項目の中に男子は商店員、女子は旅館の上女中商店の女店員という項目があることから、入園児の保護者が経済的にも余裕があることが推測される。

V. 保育内容について

1. 明治34年頃の保育の概要

わが国において幼稚園が増加していく中で幼稚園の編成・組織・保育項目等について、一定の基準を示す必要が生じ、明治32年6月に明治23年の小学校令をうけて「幼稚園保育及び設備規程」が公布された。この規程により幼稚園は満3歳より小学校に就学するまでの幼児を保育するところであるということを確認した。

幼稚園保育及び設備規程(明治32年6月)

- 第1条 幼稚園ハ満3歳ヨリ小学校ニ就学スルマテノ幼児ヲ保育スル所トス
- 第2条 保育ノ時数(食事時間を含む)ハ1日5時以内トス
- 第3条 保母1人ノ保育スル幼児ノ教ハ40人以内トス
- 第4条 1幼稚園1幼児数ハ100人以内トシ特別ノ事情アルトキハ150人マテ増加スルコトヲ得
- 第5条 保育ノ要旨ハ左ノ如シ
1. 幼児ヲ保育スルニハ其心身ヲシテ健全ナル发育ヲ遂ケ善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ捕ハンコトヲ要ス
 2. 保育ノ方法ハ幼児ノ心身发育ノ度ニ適応セシムヘク其会得シ難キ事物ヲ授ケ或ハ過度ノ業ヲ爲サシメ又ハ之ヲ強要シテ就業セシムヘカラス
 3. 常ニ幼児ノ心性及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメンコトヲ要

ス

4. 幼児ハ極メテ模倣ヲ好ムモノナレハ常ニ善良ナル事例ヲ示サンコトニ注意スヘシ

第6条 幼児保育ノ項目ハ遊嬉、唱歌、談話及手技トシテ左ノ諸項ニ依ルヘシ

1. 遊嬉

遊嬉ハ随意遊嬉、共同遊嬉トシ随意遊嬉ハ幼児ヲシテ各自ニ運動セシメ共同遊嬉ハ歌曲ニ合ヘル諸種ノ運動等ヲナサシメ心情ヲ快活ニシ身体ヲ健全ナラシム

2. 唱歌

唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ歌ハシメ聴器発生器及呼吸器ヲ練習シテ其发育ヲ助ケ心情ヲ快活純美ナラシメ徳性涵養ノ資トス

3. 談話

談話ハ有益ニシテ興味アル事実及寓話通常ノ天然物人工物等ニ就キテ之ヲナシ徳性ヲ涵養シ観察注意ノ力ヲ養ヒ兼テ発音ヲ正シクシ言語ヲ練習セシム

4. 手技

手技ハ幼稚園恩物ヲ用ヒテ手及眼ヲ練習シ心意发育ノ資トス

第7条 幼稚園ノ設備ハ左ノ要項ニ依ルヘシ

1. 建物ハ平屋造トシ保育室、遊嬉室、職員室其他須要ナル諸室ヲ備フヘシ
保育室ノ大サハ幼児4人ニ就キ1坪ヨリ小ナルヘカラス
2. 遊園ハ幼児1人ニツキ1坪ヨリ小ナルヘカラス
3. 恩物、絵画、遊嬉道具、楽器、黒板、机、腰掛、時計、寒暖計、暖房器具其他須要ナル器具ヲ備フヘシ
4. 敷地、飲料水及採光窓ニ関シテハ小学校ノ例ニ依ルヘシ

この規程は明治44年7月の一部改正、大正15年4月の幼稚園令公布などに際しても、その大綱は変わらず、昭和22年3月の学校教育法の制定まで、わが国の幼稚園のあり方を法制禁止規定したものである。したがって保育はこれらの規程によってなされたわけである。

2. 保育4項目について

(1) 遊嬉

遊嬉としたのは、幼児教育における遊びの地位を重視したためとされている。随意遊嬉と共同遊嬉とがあり、随意遊嬉は現在の自由遊びに当たる。

(2) 唱歌

説話とも関連があり、例えば金太郎の話をした後で、金太郎の歌を唄ったり、金太郎の遊戯などを行っているように、保育4項目が関連づけられている。

時代の背景も無視出来ないのは、当時の歌の中に、戦争に関する歌が含まれていることである。日清戦争、日露戦争には含まれた時代であるだけに、保育の中にも戦争に関連した歌が入ってきたのだろうと推測される。

(3) 談話

内容としては教訓的なものが多い。物語としておもしろいということではなくて、これらの話の内容が、修身とか教訓とかいった意味をもっている。更に一般的な知識を教えることと、手技の題材が、この談話の中から選ばれたようで、その当時の保育のあり方、思想などは説話の中に語られているようである。柳池幼稚園(京都市)の談話の主題を例にすると

(明治34年度)

○欲深キ人ノ話

何人モ大欲ニカラバ及テソノヲ来
タステフ事ヲ忘ルベカラザルナリ

○太郎ト次郎

不性ナル子供トカシコキ子供ノハナ
シ

○兵士ノ務

汝等モ成長ノ後ハカカル勇マンキ軍
人トナリテ国家ニツクスベキ義務ア
ル事ヲ語り身体ヲ壮健ニシテ活発ナ
ル心ヲモツベキ様に教フ

○友達ニ親切ナリシ子供ノ話

○人ヲ助ケシ熊ノ話

○ヨク勉強セシ子ノ話

など、やはり教訓的な内容の話が多い。

(4) 手技

手技は保母の作った型を幼児が模倣して行なったのが大部分であるが、随意というものも見られる。今日でいう自由製作に類するものだろうと思うが、材料の制限はあったようだ。

手技は、幼稚園恩物を用いてとあるように、恩物を使った保育が主流をなしていた。

3. 恩物について

恩物は、ドイツの教育者で幼稚園の創設者であるフレーベルが、彼の教育思想を実現させるために製作した遊具である。20恩物といわれるものは次のようなものである。

第1. 6の毬 毛糸を以て編みたる小毬6

個にして色は赤、樺、黄、緑、青、紫

第2. 3体 木製の球と円柱と立方体

第3. 積木(第1) 1インチ立方の木片8個

第4. 積木(第2) 長方形の木片8個

第5. 積木(第3) 3インチの立方形を分つ

て27個の小立方形とし、其中3個を斜
に両分して大3角6個とし更に3個を
4分して小3角12個

第6. 積木(第4) 3インチの立方形を分つ

て27個の長方形とし、其中3個を縦断
して柱形6個を得、更に6個を横断し
て正方形12個を得。

第7. 板 5種の板より成る。即ち、正方形、正三角形、二等辺三角形、不等辺直三角形、二等辺鈍三角形

第8. 箸 長短諸種の細き箸

第9. 環 大小種々環、半環、4分の1環

第10. 種子 種子或は小貝殻等

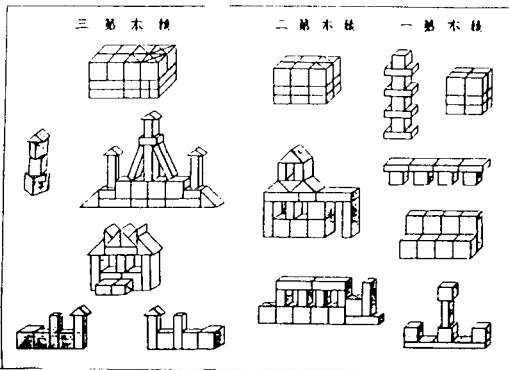
以上恩物の順序を見ると、第1より第6ま

では何れも長廣厚を備えた実体，第7板は実体の一部たる面，第8箸，第9環は更に面の一部たる線を表わしている。第10種子は線の一部たる点に進み，こうして全体より部分に具体より抽象にというような系列をなしている。更に

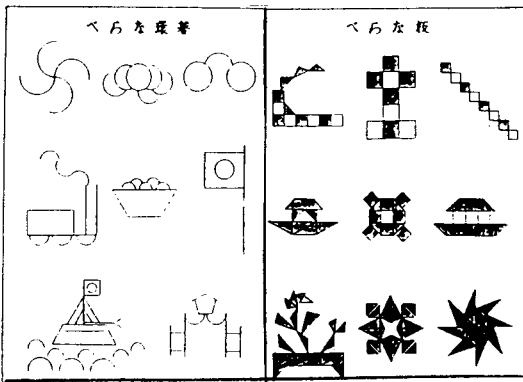
- | | |
|--------|----------|
| 第1 紙刺し | 第2 縫い取り |
| 第3 繋ぎ方 | 第4 画き方 |
| 第5 紙剪り | 第6 紙織り |
| 第7 紙くみ | 第8 紙たたみ |
| 第9 豆細工 | 第10 粘土細工 |

以上合計すると20恩物といわれる。恩物の遊び方を例示すると次のようである。

(資料3)



(資料4)



4. 保育の実際について

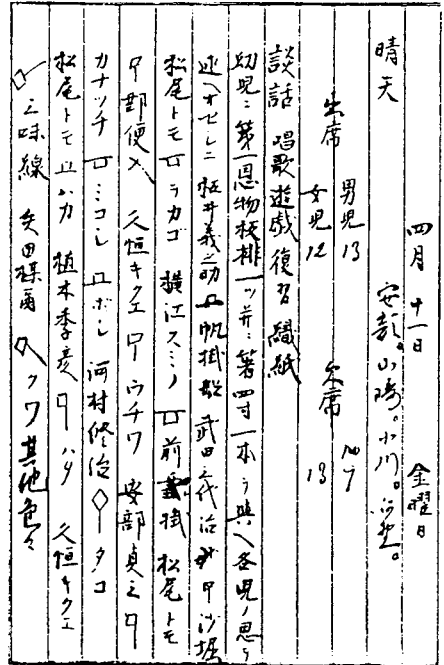
—明治34年度の保育日誌より—

明治期の保育が，どのように行われたかを日々の保育日誌からさぐってみる。明治34年

4月より明治35年の3月26日までの日誌より選んでみると，当時の保育内容の具体的な姿にふれることが出来る。

この日誌は原文(毛筆)のままである。

(資料5)



資料5では，子どもたちに板と箸を与えて，自由に製作をさせている。帆かけ船，三味線，鍬などの作品は，やはり時代を感じさせる。談話，唱歌，遊戯，織紙も記されているところから考察すると，保育4項目すべてを含んだ1日とみることが出来る。

資料6では，お話，唱歌，遊戯と保育項目が3項目含まれている。晴天に恵まれ，園外保育として浜辺へ出かけたようすで，お菓子も与えている。

資料7の内容を見ると数え方10以下の加減と記されている。このことは，4月14日の日誌にも記されている。10以下の加減については，保育内容として位置づけられていたのだろうと思われる。積木第3と紙摺れんげは，恩物といわれるものである。紙摺は折紙と同じく紙をたたんでいろいろな形を作るわけで，れんげを作っている。

(資料6)

晴天	五月十三日	大曜日
出席	男児14 女児14	欠席
山崎 幸子	男児7	女児10
幼児心海 談唱歌遊戯 幼児心海 演習 遊歩心	葉子 演習 葉子	

(資料7)

雨天	五月十六日	金曜日
出席	男児 女児	欠席
数三十以下ノ短歌 唱歌遊戯 後習 種木 友之	紙招れけ	

(資料8)

晴天	一月十六日	木曜日
出席	男児十二名 女児十八名	欠席
八名	作法 座ニテ手ノ置き方 茶椀ノ進ノ方 唱歌遊戯	
臨戯 後習 鑑排		

資料8では、作法座して手の置き方、茶椀の進め方とあるが、このことは他の園でなされていた作法の内容にも見られる。

例えば

- 作法 家庭及ビ開講室内ニアリテハ行儀ヲ正シクスル事。
 - 登園ノ際マタハ昼飯ヲ食シテ登園スル時モ正シク礼スルヲ注意ス。
- などが、柳池幼稚園の作法の内容になっている。

資料9では、幼児達に土産物として、作品を持ち帰らせている。切紙、組紙、刺紙、紙摺、豆細工などが多い。

保育日誌からは、次の事が考察される。

- 保育4項目を含んだ一日が多い。
- 修身・道徳といった面の指導に重点が、おかれている。
- 恩物を使った保育が主流である。
- 欠席者が多く全体の1/3程である。

(資料9)

雨天	二月一日	土曜日
出席	男児十五名 女児十八名	欠席
四名	唱歌遊戯 後習 枝排 牛五 麦餅 ツナギ 折千代ノエ	
尾柳ウレシシニ 甲斐コウ 組紙ニ刺紙一編反四		
切紙一紙 紙一甲斐リキ 組紙ニ刺紙二種反四		
切紙ニ紙 紙ニ合イソ 切紙一組紙一紙摺一		
位在ノク 紙摺九 組紙六 遊反ニ刺紙ニ切紙ニ		
紙摺ニ 丹手 紙摺一 組紙ニ 南草珠ツナギ一		
遊反ニ 紙摺一 東上安部貞ニ 紙摺立 刺紙一		
野村 豆細工一 組紙ニ 南草珠ツナギ一 遊反ニ 刺紙一		
刺紙一切紙一		

VI. ま と め

明治期は、恩物を使った保育が主流ということとは保育の歴史の中でも明らかになっていることであるが、そういった保育が毎日の生活の中で、どのように営まれていたかが、今回の資料等から伺い知ることが出来た。

今後、大正・昭和と調査していく中で、又新たな資料との出会いにより少しでも解明出来たらと願っている。

引用文献

- 1) 岡田正章監修 『明治保育文献集第7巻』 日本らいぶらり 1977
- 2) 日本保育学会著 『日本幼児保育史第二巻』 フレーベル館 1968
- 3) 別府市教育会編 『別府市史』 別府市教育会 1933



明治44年3月8日撮影
別府南尋常高等小学校付属幼稚園当時
(園長 片切 豹太郎)